

議案第85号関連資料

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例制定のことについて

1 制定の目的

明石市新ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に当たり必要な事項を調査審議するため、明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の設置につき、新たに条例を制定しようとするものです。

2 これまでの取組

現明石クリーンセンターは、1999年(平成11年)に供用開始し、経年に伴う老朽化が進んでいることから、2017年(平成29年)度より新ごみ処理施設の建設に向けた検討を進めております。

これまでの取組につきましては、プラスチックごみのリサイクル強化や排出削減などを目的とした「プラスチック資源循環促進法」に関する国の動きを受け、新ごみ処理施設整備基本計画にプラスチック資源の分別に対応した施設とする方針を盛り込み、本年3月に策定したところです。

現在は、新ごみ処理施設整備基本計画に示した2030年(令和12年)度の供用開始に向けて、基本設計の作成等を進めております。

3 制定の概要

(1) 所掌事務(第2条関係)

- ア 事業者の募集に関する事項
- イ 事業者の選考に係る基準に関する事項
- ウ 事業者の審査及び評価に関する事項
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(2) 組織(第3条関係)

- ア 委員会は、委員5人以内で組織する。
- イ 委員は、学識経験者、市職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(3) その他委員会の運営に関し必要な事項を規定

4 施行予定期日

公布の日

【参考】事業者選定までの流れ

